

---

平成19年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成19年6月15日 (金曜日)

---

議事日程 (第3号)

平成19年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第64号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第65号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第66号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第69号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第71号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第72号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第73号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第74号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第75号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 意見書案第1号 日豪FTA・EPA交渉の中止を求める意見書案について
- 日程第14 意見書案第2号 九州厚生年金病院の存続に対し、医療内容の継続・充実を求める意見書案について
- 日程第15 意見書案第3号 教育予算の確保と充実を求める意見書案について
- 日程第16 陳情第2号 峯原第一団地隣接の環境整備に関する陳情書について  
(継続審査分)
- 日程第17 陳情第6号 安全・安心の医療と看護の実現のための医師・看護師等の増員を求める陳情書について
- 日程第18 陳情第8号 奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について  
(追加議案)

日程第19 発議第4号 在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れ反対に関する決議  
(案) について

日程第20 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第64号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第1号) について

日程第2 議案第65号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

日程第3 議案第66号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第67号 築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第68号 築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第6 議案第69号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第70号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第71号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第72号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第73号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第74号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第75号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 意見書案第1号 日豪FTA・EPA交渉の中止を求める意見書案について

日程第14 意見書案第2号 九州厚生年金病院の存続に対し、医療内容の継続・充実を求める意見書案について

日程第15 意見書案第3号 教育予算の確保と充実を求める意見書案について

日程第16 陳情第2号 峯原第一団地隣接の環境整備に関する陳情書について  
(継続審査分)

日程第17 陳情第6号 安全・安心の医療と看護の実現のための医師・看護師等の増員を求める陳情書について

日程第18 陳情第8号 奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について  
(追加議案)

日程第19 発議第4号 在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れ反対に関する決議

(案) について

日程第20 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員 (30名)

1番	塩田 文男君	2番	工藤 久司君
3番	山中 正治君	4番	金澤 久芳君
5番	白石 隆則君	6番	田村與四郎君
7番	吉元 一也君	8番	西畑イツミ君
9番	塩田 昌生君	10番	成吉 暲奎君
11番	繁永 隆治君	12番	竹本 眞澄君
13番	田村 兼光君	14番	宮下 久雄君
15番	丸山 年弘君	16番	田原 親君
17番	平野 力範君	18番	高島 末吉君
19番	辻上 浩君	20番	小林 和政君
21番	武道 修司君	22番	神下 忠君
23番	中島 英夫君	24番	岡田 信英君
25番	川端 政廣君	26番	信田 博見君
27番	吉元 成一君	28番	吉元 實君
29番	有永 義正君	30番	西口 周治君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君                      主査 西畑 弥生君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
収入役	……………	岡部 和徳君	総務課長	……………	中村 信雄君
教育長	……………	神 宗紀君	秘書課長	……………	西村 好文君
財政課長	……………	田原基代孝君	企画課長	……………	加来 篤君

地域振興課長	……………	中野 誠一君	人権課長	……………	吉田 一三君
住民課長	……………	遠久 隆生君	税務課長	……………	椎野 義寛君
健康福祉課長	……………	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	……………	吉留 正敏君
産業課長	……………	出口 秀人君	建設課長	……………	内丸 好明君
上水道課長	……………	中嶋 澄廣君	下水道課長	……………	平岡 司君
会計課長	……………	川崎 道雄君	農委事務局長	……………	松田 倫夫君
住民生活室長	……………	落合 泰平君	管理課長	……………	白川 義雄君
企業立地課長	……………	竹本 正君	環境課長	……………	後田 幸政君
学校教育課長	……………	中村 一治君	生涯学習課長	……………	舟川 忠良君
監査室長	……………	吉留 康次君	徴収専門官	……………	大田 隆君
徴収専門官	……………	小林 實君	審議官	……………	安田 美鈴君

---

午前10時00分開議

- 議長（田原 親君） おはようございます。定刻になりましたので、最後の議会を開きます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第64号**

- 議長（田原 親君） 日程第1、議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
 本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。
- 厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管の項目について慎重に審査しました結果、国民健康保険特別会計繰出金・敬老会開催経費・介護扶助費・小型焼却炉設置経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。
- 文教常任委員長（武道 修司君） 議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、人権擁護の補助事業経費・築城小学校の運動場改良工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。
- 産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第64号築上町一般会計補正予算（第1号）につい

て、所管の項目について慎重に審査した結果、椎田改良区事業負担金・水路整備等工事費・道路新設工事費・都市計画基本図修正業務経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） はい。次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管分について慎重審査の結果、町勢要覧作成業務委託費・町有地管理委託料・コミュニティー事業助成金・町議会議員選挙経費などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） はい。御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。はい、繁永議員。

○議員（11番 繁永 隆治君） 今、委員長の報告は、厚生委員長と産建委員長に質問がございます。

これは今、慎重に審査をした結果というような言葉を聞いております。委員長は欠席でありますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）だれが審議したんですか。そういうところを、ちょっとお聞きしたいんですが。報告願います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） ちょっと待って。委員長は欠席しておりました。その中で、副委員長は代行を務めてですね。副委員長の代行を報告したことでございますので、その点、そういうことで御了解を願います。いいですか。

○議員（11番 繁永 隆治君） ちょっと、いいですか。

○議長（田原 親君） はい。

○議員（11番 繁永 隆治君） これはやっぱり議場の中ですからね。ここで副委員長が審議したならば、委員長が欠席であるならば、副委員長に報告させるべきではなかろうかと、私はこういうぐあいに思います。それはなぜかという、やっぱり質疑のやりとりが、全然、委員長にはわかってないと思います。それをこれを議事録の中で読み上げただけであるわけでございますので、ちゃんとした慎重に審議したならば、その審議した内容的なものをですね、やっぱり委員長が報告できるような結果を報告してもらいたいと、こういうように思っております。

○議長（田原 親君） いや、あの一（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 私は、議会運営委員長として、委員会の取り扱いについての説明をさしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「いいよ」と呼ぶ者あり）

委員会においては、委員長が欠席の場合は、副委員長が委員長にかわり審議をすることができます。そこで、慎重に審議した結果を副委員長が欠席の委員長に報告していれば、別段、問題が

ないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（田原 親君） いや、そのことについてはね。けさほど両委員長に、私、お話ししました。それで、副委員長と会って、今までの委員会の中の報告をあんたが聞いて委員長報告してくださいということで、だから、委員長が報告したわけでございます。そういうことでございますので、余り、和気あいあいの中で、（ ）してください。そういうことでございますので、御了承願います。いいですか。いいね。

○議員（11番 繁永 隆治君） いいです。

○議長（田原 親君） はい。

ほかにございませんか。

○議員（19番 辻上 浩君） はい、議長。

○議長（田原 親君） はい、辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） 総務の常任委員会に――総務委員長にお尋ねをいたします。

えっと、これはね。総務管理費の中で一般管理費で非常勤職員の報酬・嘱託員の報酬ということで、本会議の質疑でも触れられましたけども、国税局のOBの方を使って滞納事務の向上というふうに聞いておりますが、どのような業務を行い、どういう勤務体制をとるのか、また、年間通じてどういうふうに働くのか、また、それを通じてどのような効果を期待できると考えているのか、総務での審議の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○総務常任委員長（吉元 成一君） はい、議長。

○議長（田原 親君） はい、総務委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 辻上議員の質問にお答えいたします。

私ども総務委員会におきましても、昨日やりましたが、総務委員会の大半が、この議案64号の160万円の嘱託職員の経費についてのいろんな論議が出ました。その中で、議員の方からも、160万円を補正してまで国税局から嘱託の職員を雇い入れなければならない理由の説明をしろという迫る意見もありました、その中で、執行部側は、裁判を起さなければならないような状況、あるいは、多くの町民から今度の町政懇談会の中で、税金の滞納等が多いと、その中で。私どもまじめに払っている町民が損をすると、払わない人が得をするというような状態があるのじゃないかといういろんな意見が出ましたと。その中で、いろいろ執行部で検討した結果、確かに徴収専門官という職の方が2人おられます。そのことも委員会で追求しますと。徴収専門官の給料等を考えてですね、課長級の人ですから2人いるのに、4月からそういう専門の職員を使っているのに、何で改めてまたそういう人を雇わなければならないかという質問も出ました。その中で、いろいろ論議しましたが、結果としてですね。徴収専門官を2人置いていることによって、町民の間からの言葉はどういうのがあったかという、なかなか町が税金の督促に力をかけ出し

たということで、完納した人たちが、幾らか町が前向きに取り組んでくれているという納得した意見も出てきたと、こうゆうに聞いております。

そして、また今回、また専門家の国税局のOBの方を嘱託職員として雇う。この人はどういうことをするかということも聞きました。

これについては、もし私が説明して足らなければ、執行部から補足していただきたいと思うんですけども、この方については、週に2、3日程度、役所の方に来て、税金の徴収のノウハウを指導すると。そして、専門的に法的に触れない、あるいは、どうしたらこの人から取れるのかと、あるいは、もうどうしても払ってくれない悪質な人——滞納者について、どういう取り組みをしたらいいのかという、専門的な知識を学ぶためにこの人を雇い入れるんだということを聞きました。1時間ほどのやりとりがありました、委員会の中で。委員会の大半の時間をこの件でつぶしました。

しかし、委員会延びて、今年度は、その雇い入れた実績を見てですね、来年から、またこの予算を組むか組まないかについて、執行部、慎重に考えてほしいということを条件づけて、実は、64号については採択をしたという結果でございます。

○議長（田原 親君） はい、辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） わかりましたが、その方自身の——そう立ち入ってはお聞きしたくはないんですが、徴収のノウハウなども必要な方だと思いますけれども、実際、その方の実績、キャリアという面の経歴等はわかりますでしょうか。

○総務常任委員長（吉元 成一君） その点についてはですね、執行部の方も大変苦慮されまして、福岡の国税局まで行ってですね、その徴収に対する相談をしてきましたと。その結果、退職されたOBの方だと聞いていますが、中から、この予算がついたら専任すると。だから、あらかじめこの方を雇いますよというような形のやり方じゃないということ、最後まで念押しをしまして結論出したわけです。そういうことです。ただ、キャリアとか何とかについて、まだはっきりわかりません、私の方は。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。——はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。——ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可

決することに決定しました。

---

### 日程第2. 議案第65号

○議長（田原 親君） 日程第2、議案第65号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第65号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案について審査した結果、レセプト点検業務経費、後期高齢者医療の徴収システム経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第66号

○議長（田原 親君） 日程第3、議案第66号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第66号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について、本委員会に付託されました本案につきましては、慎重審査の結果、町財政をかんがみ、特別職の給与等の減額をするものであり、原案のとおり可決すべきものであると決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（田原 親君） これで委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第67号

○議長（田原 親君） 日程第4、議案第67号築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第67号築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議案第68号

○議長（田原 親君） 日程第5、議案第68号築上町職員の給与の特例に関する条例の制定に

ついてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第68号築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第69号

○議長（田原 親君） 日程第6、議案第69号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正にする条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第69号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正にする条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第70号

○議長（田原 親君） 日程第7、議案第70号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第70号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について審査した結果、国民健康保険業務を一体的に行うためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第70号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第8. 議案第71号

○議長（田原 親君） 日程第8、議案第71号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第71号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、国民健康保険の健全な運営を図るための応能割、応益割の条例改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第72号

○議長（田原 親君） 日程第9、議案第72号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第72号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、合併に伴う施設利用費の統一のための改正であり、一部反対意見がありましたが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。はい、川端議員。

○議員（25番 川端 政廣君） 今、委員長報告の中で、一部反対意見があったということですが、反対意見の内容をちょっと聞かせてください。

○議長（田原 親君） はい、文教委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 一部反対というのがですね、料金の問題で、旧築城の海洋セ

ンターが利用料が100円、旧推田の海洋センターが50円、ということで、今回統一して100円にということになったんですが、100円の高い方に合わせるんじゃなくて、50円の低い方に合わせるべきではないかという声があつてですね、その点で反対意見が一部あつたということです。

以上です。

○議員（25番 川端 政廣君） ありがとうございます。

○議長（田原 親君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。はい、辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） はい、その低い方の意見です。

50円が100円ということで倍になるわけですが、子供にとっては、子供1人当たり50円から100円になるというのは大きな負担であると思います。一番楽しみにしている夏休みのプールの使用を、仮に20日間利用したとして、1人について1,000円プラスになるわけです。2人子供さんがおれば、2,000円というふうな形で夏の負担になってしまいます。

確かに、今どき50円というのは大変安いかもしれませんが、町長も公約として挙げましたように、今、実現しております、乳幼児の医療の無料化や学童保育の充実など、多くの予算も使って子供の将来に対して考えての施策を実現させていってるこういう築上町にあって、やはりこういう点において、格差が——教育上の配慮がある点での子供の健康や将来を考えてのこういう金額の差は、低い方に合わせて子供に夢を与えていくというのがいいんじゃないかならうかと思えます。

それと、私は、やっぱり教育的な見地から立ちましても、学校教育の中に——体育の中に水泳を覚えるということは、大事な一つの要素になっております。現状では、50メートル子供が全部泳げるというふうにはなっておりません。これは、そしてまた、将来の職業選択のときでも、教員になるには泳げるということが必須の重要な課題であるとも聞いております。

こういうことから考えまして、現状では、やはり町長の誠実性からも考えて、本来は低い方に合わせて、たくさん利用者を呼んで、そして、幾らかでも収入も上げていくと、維持管理費にも回していくことができると、そういうふうを考えますので、やはり本議案については反対でありますし、当面は、低い方に合わせるという形でいくのがいいのではないかと思います。反対をいたします。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。本案に対する委員長の報告——反対意見がありますので、これより議案第72号について採決を行います。（「議長、賛成討論をさしてもらいたいですけどよろしいですか」「ありませんか（ ）ない（ ）」「いや、反対意見はありませんかちゅうことやったから」「反対の後は賛成討論」と呼ぶ者あり）いや、最初、質疑を聞いて、反対討論聞いて、反対意見あったけど——賛成意見あった（ ）賛成意見あったら採決……（「採決しようか」「議長、宣言して」と呼ぶ者あり）じゃ、賛成意見言ってください。（発言する者あり）（ ）いいね。はい。

それでは、本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長の——報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 挙手多数です。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり賛成多数で可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第73号

○議長（田原 親君） 日程第10、議案第73号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第73号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、合併に伴う施設利用費の統一のための改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可

決することに決定しました。

---

#### 日程第11. 議案第74号

○議長（田原 親君） 日程第11、議案第74号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第74号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第12. 議案第75号

○議長（田原 親君） 日程第12、議案第75号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第75号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第13. 意見書案第1号

○議長（田原 親君） 日程第13、意見書案第1号日豪（「委員長、今、74号と言われたんですけど、75号じゃないですか」と呼ぶ者あり）どこが。どれが。よう気がつくな。（笑声）言うたん。議事録残っちゃっか。（「75やろ」と呼ぶ者あり）75やろ。74号っちゅ言うたんかっちゃ。議事録残っちゃっか。いいですか。75——ゆうた覚えが（ ）75っちゅて指摘があったから75号に訂正させていただきます。よう気がつきます、ほんとに。ありがとうございました。

日程第13、意見書案第1号日豪FTA・EPA交渉の中止を求める意見書案についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 意見書案第1号日豪FTA・EPA交渉の中止を求める意見書案について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意



見書案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第14. 意見書案第2号

○議長（田原 親君） 日程第14、意見書案第2号九州厚生年金病院の存続に対し、医療内容の継続・充実を求める意見書案についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 意見書案第2号九州厚生年金病院の存続に対し、医療内容の継続・充実を求める意見書案について、本案について審査しました結果、継続審査にすべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

---

#### 日程第15. 意見書案第3号

○議長（田原 親君） 日程第15、意見書案第3号教育予算の確保と充実を求める意見書案についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 意見書案第3号教育予算の確保と充実を求める意見書案について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第16. 陳情第2号

○議長（田原 親君） 日程第16、陳情第2号峯原第一団地隣接の環境整備に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 陳情第2号峯原第一団地隣接の環境整備に関する陳情書について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。はい、吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 委員長にお聞きしたい点があります。

峯原第一団地隣接の環境整備に関する陳情でございますが、委員会で慎重審議をした結果、採択されましたと報告がありましたが、これは隣接する土地だと聞いとります。隣接する土地の管理をですね、町が今後一切——これを可決してですね——今後、どういうふうにして対応するのかと。してやることに——することについては、大いに結構なことだと思いますけれども、町有地であればですね、そういうことも可能だと思いますけど、隣接する土地については、委員会の審議の中で、こういった形態の中で可決されたかという経過を聞きたいと思います。委員長からお願いします。（「 」 「何でこういうことになるの」 「困る。困る」 「議長、議長」と呼ぶ者あり）

先ほどですね、私は助け船出したつもりですよ。しかし、そのことの報告を副委員長からなされてないということになると、これは問題があります。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） 岡田議員。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） この件もね、来てから、私はきのう休みましたので、副委員長に問題があるかというふうにお尋ねしたところが「ありません」と、「スムーズに終わりました」というような報告がありましたのでね、私は、そのまま今までの委員会の継続的な審議で終わったというような判断をしまして、今、報告したとおりでございます。詳しいことは副委員長に……（「あんた委員長代行しちよるけ、あんた報告すりゃいいやね」「だから困る、こうゆうことがある（ ）」）と呼ぶ者あり）あんたが聞かなすりゃ困りも何もせんものじゃ。あんた、打ち合わせしたでしょ。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 事務局の方から、私に一言のですね。朝もなかったから、私はね、原案とおりにね——ですかということをお願いだけです。

○議員（27番 吉元 成一君） 議長、議長。私が質疑してるので、ちょっと整備さしていただきたいと思います。いいですか。

皆さん、済みません。御静粛に——という言葉は議長が言うことでしょうけど、先ほど、繁永議員の方からですね、産業建設常任委員長と厚生委員長ですか——厚生委員長に、欠席してたのに何であなたが報告するかという質問がありました。それについては、委員長から副委員長が会議を進めることは、別段、問題ありません。私は、繁永議員の発言をとめたんですよ。しかし、ちゃんとした報告をしてないということなれば、これは別です。議員として、やっぱ責任ある——これから議会活動していただきたいということをお願いしときます。

○議長（田原 親君） 中島議員。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 議長。代行して、私が、なら、答弁します。いい。（「いいよ、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） いいよ、どうぞ。立ちなさい。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） いろいろもめましたけどですね、こういうことです。

今、総務委員長の方から質問ありましたけれども、陳情の内容につきましては、峯原の団地の外側なんですね。フェンスの外側の私有地が、非常に草が生えておるということで、子供たちですね、そっちの方からフェンスを乗り越えて——蛇ですかね——そういうようなものが入ってきて、子供ですね、安全が脅かされておると。そういうことからですね、陳情の内容につきましては、危険を防止してほしいということともに、そういうこと排除するためにはですね、執行部の方に土地の買い上げをしてですね、公園か何かにしてもらいたいというような内容であったということでありまして、危険防止につきましては、執行部にですね、対応するように、個人の所有地でありますから、勝手に執行部もできないわけですから、所有者の方で安全にですね、草刈り等についてはやっていただきたいと。

そして、この土地につきましては、執行部の方からも答弁がございました。これは、筆界未定でですね、所有地を買収することは非常に困難な状況であると。そして、個人の方にも、再三、草刈りをするように指導しますということで、危険防止についてはですね、非常に大変な問題でありますから、子供たちのためにも安全を確保するためにもですね、配慮を、特別な配慮をしてほしいというようなことで、その陳情の買い上げの問題につきましては別にして、陳情案件については、採決をですね、全会一致でやったというようなことでございました。

○議員（27番 吉元 成一君） いいですか。今、副委員長——委員長と言いましょ——中島副委員長からの報告。今、質疑に対する回答がありました。町が今後、こういったことに対してすべて対応すると僕はよろしいと言ってるんです。できるんやったらですよ。隣接の土地も買い上げてやりなさいよ。みんなが喜ぶように、町民が喜ぶようにすることについては、この件については反対してるんではありません。ね。それを前提にして言います。

今の審議の中で——審議の報告の中で、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり採決すべき、可決すべきものと決定いたしましたので報告しますと。御報告をした。ね。陳情の内容からずれた採決になってるやないですか。陳情は買い上げて——町が買い上げて管理をしてくれという陳情でしょ。それやから、こら原案のとおり決定すべきものと報告しますと、おかしいやないですか。ね。一部、条件がついて採択をしましたという報告なら、私は理解できます。

（「説明不足」と呼ぶ者あり）その説明をちょっと訂正してもらわないと、これは話は別ですよ。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） あのですね、今、いろいろありました。意見が出ましたけれども、執行部の方の答弁がございまして——附帯意見でですね、一部修正があります。その、買えないとですね——個人の土地は買えないと、公園化もしないということが、できないということですから、その部分を省いて——やりました。そういうことになりますね。（「はい、議長。議長」「草刈りの指導（ ）採択（ ）」「陳情はそういう変えようとかなんとかいう内容の文書やないよ」と呼ぶ者あり）

○議員（27番 吉元 成一君） 議長。議長、いいですか。購入ということになってますんで、だから、この陳情について、今、正式に議場で中島副委員長が発言されたとおりの結果で、皆さんに報告するというところでよろしいんですか。副委員長。

産業建設委員会では、この陳情については、土地の買い上げ——購入については、個人の土地の買い上げはできないと。いう結果、結局この、何ちゅうんですかね、この陳情の一部を認めて、町が督促すると。環境整備をしてくださいという督促をすると。筆界未定地だから、それもなかなか難しいちゅことになったら、住民に迷惑をかけるわけですから、これは慎重に審査した方がいいんやないですか、もう一度。

○議長（田原 親君） これは……。いいですか。私、産業建設委員会に出席しまして、この内

容を十分聞きました。私から報告していいですか。（「そりゃあ、委員長決めて」と呼ぶ者あり）いいね、補足として。（「委員長が（ ）おかしいやろ」と呼ぶ者あり）補足としていいかねって聞きよるやない。悪いなら悪いでいいよ。悪からせんでいい。どうするか。（「委員長から」と呼ぶ者あり）いや、わしもね、1回（ ）補足として報告しようかちゅうて言いよるわけ。（「（ ）委員長の報告は、陳情を完全に採択したという報告で（ ）」と呼ぶ者あり）いや、だからね、総務委員長言いよるのは、用地を買収するという内容があるからね、それも含めたもので採決するんかちゅう言い方やろうも。（「そういうこと、そういうこと」と呼ぶ者あり）じゃから、この内容がそこは違うわけなんよ。じゃけ、（発言する者あり）いや、補足としてはやね。用地買収は財政上厳しい。そこだけを用地買収して云々ということはできませんと。そのかわり、その地権者に管理委託をしてやね、その指導は行政がしますということで結論が出たわけなんです。そういうことで（ ）したわけやから。（「（ ）陳情（ ）ちゃんとそういった報告すると」と呼ぶ者あり）そりゃあ、執行部がするじゃろ。（「そりゃ、せんとね。議会が（ ）でしょ」と呼ぶ者あり）いや、議会と執行部に陳情出ちよるんやから。だから、こりゃね、陳情というのは、これは町民から出ちよるから、一応……（発言する者あり）はい。次回にします、それでは。（「（ ）」「いや、内容と、審議した内容が違うわけ」「（ ）」「議長、採択」と呼ぶ者あり）

はい、岡田議員。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） あのですね、私も、今言うように、（発言する者あり）何て。（「出ちよるのは出ちよる」と呼ぶ者あり）

○議員（27番 吉元 成一君） 議会、出とらんのかないですか。さっき、岡田委員長じゃだめやからって副委員長がしたんやけ、副委員長が答えるべきでしょ。今度また、岡田さんが出たらおかしなるよ。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 意見書案についてはですね、これ陳情案については、満場一致であったわけですけども、今、言われたようにですね、買い上げはですね、だめですよ。執行部の方から、できないということでありました。我々はあくまでもこの内容についてはですね、子供たちの安全を守るためには、努力していただきたいと。できる範囲でですね。ですから、買い上げとかいう問題については、してほしいというようなこと言っておりません。あくまでも、住民から出た要求でありますから、安全をですね、確保するために採決をしたということで。できる範囲内だけで、やってほしいというような各委員から意見が出ましたけれども、そのとおりでありました。

○議員（27番 吉元 成一君） じゃあ、委員長報告間違えちよるやないですか。原案のとおり可決って。

○議長（田原 親君） はい、吉元議員。

○議員（7番 吉元 一也君） 私が、委員長この委員長報告の中で、慎重に審査した結果、原案のとおり採決すべきものと決定したって、あなた言いました。ここを、原案のとおりじゃなく、一部意見が出たので修正して採決しましたと。そうゆうなら僕ら賛成しますよ。これ、原案のとおりという——原案は用地購入って書いてるじゃないですか。これ、原案じゃないですよ。そこ、ちゃんとただしてください。（「原案のとおり」と呼ぶ者あり）

いいかい。

○議長（田原 親君） はい。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 私はね。事務局と委員長が、報告しておるね、これが原案にあるんで、私はできなかつたちゆうことなんですよ。原案のとおりって書いとるから、私はそのとおりですよ。

○議長（田原 親君） 事務局長に報告させましょうか。

○事務局長（江本偉久雄君） 事務局長の江本です。今の説明します。

陳情のですね、協議につきましては、内容の中ですね、いろんな意見出ました。で、最後、採決するとき、条件付きの決はとっておりません。したがって、原案という処理をしております。以上です。

○産業建設常任副委員長（中島 英夫君） 総務委員長ね。私はね。ここに事務局と（ ）として書いとるから、私はね、内容について原案どおりと私は苦慮しとるんよ、私、恥かくばっかしやないですか。こうなっちゃうから私はそれで苦慮しとる。（「あんたは委員長で仕切って」と呼ぶ者あり）

○議員（27番 吉元 成一君） 議長、いいですか。今、局長の方から正式にコメント出たやないですか。私は原案のとおり可決したから可決したと書いとると。口述書に書いとると。そういうことでしょ。局長は、一部条件つけての採択とかしてませんと。採決のとおりは、いろいろ意見は出たけども、採決のときは原案を採決したんですよということでしょ。で、採択されたということでしょ。なら、原案どおり可決したでいいやないですか。（「私、そう書いてある」「それから先は、土地買えんちゆうから賛成するか反対するかどっちかや」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） はい、竹本議員。

○議員（12番 竹本 眞澄君） 私は委員としては、原案を可決というふうに解釈しております。ただ、陳情を原案として、私どもは、可決しますが、予算について執行するかどうかは、執行部の考えというように解釈して、私は原案に対して賛成します。

○議長（田原 親君） はい、わかりました。

はい、田村議員。

○議員（13番 田村 兼光君） 私はね、（ ）草を（ ）安全を保つために（ ）執行部が指導すると、その点は（ ）賛成します。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで——討論か今、反対意見——（「今、質疑ですよ」と呼ぶ者あり）これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。はい、宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 吉元議員の質問に対する、委員長、副委員長の答弁を聞きました。委員会の中もですね、我ながらの採択だったように思います。

それで、この陳情書に書かれております内容ですね、早急にこの用地を町が購入しと、また、環境整備を整えるようにということではありますが、購入した後の利用方法——こういうことも全然検討されておらないようですし、また、さっき執行部からの委員会の際の答弁では、この土地は筆界未定で買えないと、買えない土地だというような答弁もあったと。それならば、この用地を購入しというようなですね、ことを採択するわけにはいかないと。そういう意味から反対をいたします。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。はい、繁永議員。

○議員（11番 繁永 隆治君） 私、賛成の立場から討論いたします。

この案件について、私たちは慎重に審議しました。その結果は、団地の方がマムシ等のものが出てくると。外で遊ぶときに、マムシ等がはい上ってきて、もしかんだら、被害が起きたときはどうするかと、という内容文が出ておりました。内容出ておりましたので、私たちの審議としては、用地の買い上げはできないよと。ただし、そういう被害が起きたときに大変なことになりますから、この草刈りは持ち主——所有者に慎重に草刈りをするように執行部の方に指導してですね、採択をしたから、私はこれに対しては賛成の意見として討論いたします。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） 賛成多数です。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択いたしました。

### 日程第17. 陳情第6号

○議長（田原 親君） 日程第17、陳情第6号安全・安心の医療と看護の実現のための医師・看護師等の増員を求める陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 陳情第6号安全・安心の医療と看護の実現のための医師・看護師等の増員を求める陳情書について、本案について慎重に審査しました結果、反対の意見があり、採決の結果、否決することに決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は否決です——否決です。陳情第6号は委員長の報告のとおり否決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり不採択にすることに決定しました。

---

### 日程18. 陳情第8号

○議長（田原 親君） 日程第18、陳情第8号奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 陳情8号奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について、本件について現地調査を含み、慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定しました。以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより陳情第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

ここで、追加議案です。

お諮りいたします。日程第19、発議第4号在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れ反対に関する決議（案）についてから、日程第20の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、日程第19発議第4号から日程第20号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

---

#### 日程第19. 発議第4号

○議長（田原 親君） 日程第19、発議第4号在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れ反対に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読——事務局から朗読と提案理由の説明を求めます。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第4号在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れ反対に関する決議（案）について、標記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成19年6月15日。

提出議員、築上町議会議員、工藤久司、賛成議員、同議会議員、田村兼光、同じく山中正治、同じく田村與四郎、同じく塩田昌生、同じく繁永隆治、同じく丸山年弘、同じく辻上浩、同じく武道修司、同じく有永義正、同じく吉元成一、同じく西口周治、同じく岡田信英。

以上です。

○議長（田原 親君） ここで、提出者の説明を簡単にお願いたします。はい、工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転受入れの反対の決議の提案理由を述べさせていただきます。

本年2月に調印をし、すぐ3月に全国で最初に築城基地を受け入れ、住民の不安等々が拭い切れないまま、議会としては反対決議をしました。ところが、3カ月たち6月の18日からの

22日に2回目の訓練を築城基地で実施されるという、ほんとに異常とも思えるスピードですね。築城基地を強化するというのは、地域住民に対して騒音の問題、治安の問題、また、安全に対して何の解決も見ないまま2回目の訓練を行うということに対して、今回も築上町議会としては、断固反対の決議とする案でございます。

以上です。

○議長（田原 親君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第20. 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田原 親君） 日程第20、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

---

○議長（田原 親君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
会議を閉じます。

午前10時58分閉会

---